

三井住友・げんきシニアライフ・オープン



運用体制の変更と今後の運用方針について

平素は「三井住友・げんきシニアライフ・オープン」（以下、当ファンド）をご愛顧賜り、厚く御礼申し上げます。以下、運用体制の変更と今後の運用方針についてご報告いたします。

運用体制の変更について

2022年4月末付で当ファンドの運用体制を変更し、**担当部署を運用部市場型グループから企業価値型グループと致しました。**

高齢化社会が生み出す新ビジネス、新技術あるいは様々なニーズ等をシルバービジネスとしてとらえ、こうした分野に注目して事業を展開していく企業の株式を中心に投資するという基本的な投資哲学に変更はございませんが、投資手法やポートフォリオの構築については新しい運用体制のもとで行います。

	担当部署名	特徴
変更前	市場型グループ	利益成長性、バリュエーションを重視し、ボトムアップおよびトップダウンの双方を活用した運用を実施
変更後	企業価値型グループ	目標株価に対して収益還元法に基づきバリュエーションを判断し、企業価値を重視した運用を実施

新運用体制による強化ポイント

- 国内外の公募・私募投信における運用経験が豊富で、特に中小型銘柄のリサーチに強みを持った運用担当者が自ら企業取材を行うことで、魅力的な銘柄の発掘を行います。
- 銘柄の選定にあたっては**企業の成長性だけでなく、企業価値を重視した運用を行います。**

市場見通し

- 2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各国で相次いで出された経済対策や金融緩和策により、過剰流動性が生み出されました。世界経済の落ち込みからの急回復を背景に、大型株などへの集中的な物色が繰り返されましたが、歴史的に前例のないほど相次いで出された経済対策や金融緩和策は、急激なインフレなど、様々な副作用も生み出しました。そしてその副作用を解消するために金融政策を転換する国が増え始めています。
- 新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、「ウイズコロナ」が日常化しつつある中、経済および金融政策も緊急対応から正常化に向かうと考えています。これまでの過剰流動性を支えとした金融相場から、業績動向や株価バリュエーションに基づいて個別銘柄が物色される業績相場に回帰していけば、当ファンドにとってフォローになると考えています。

今後の運用方針

- 日本における高齢化は中長期で重要なテーマであり、シルバービジネスは引き続き成長が見込まれる有望な投資テーマであるとみています。銘柄選択については、「アクティブシニア関連」、「ヘルスケア関連」の2つのポイントに引き続き着目し、これらの分野で事業を展開する銘柄を中心にポートフォリオを構築する方針です。
- 上記事業分野においては中小型銘柄において魅力的な銘柄が多く、当グループの強みを生かした運用を行うことができると考えております。ポートフォリオについては今後の決算発表の内容を受けて組入銘柄の見直しを行う方針のため、5月～7月にかけては結果として売買回転率が高くなる可能性があります。
- 今後は、①ワクチン接種の拡大を背景に、ウイズコロナにおけるレジャーやスポーツなどコト消費の回復、②電子カルテシステムや病院管理システムなど高齢化社会を支えるヘルスケアITの成長、③少子高齢化が進む地方の活性化（地方創生）に関連する銘柄群に注目していきます。

ファンドの特色

1. 高齢化社会が生み出す新ビジネス、新技術あるいは様々なニーズ等をシルバービジネスとしてとらえ、こうした分野に注目して事業を展開していく企業の株式を中心に投資し、信託財産の成長を目指します。
 - 日本の取引所上場株式のうち「元気で健康な高齢者関連ビジネス」と、「介護関連ビジネス」に関連する企業に投資します。
 - 定性・定量分析を行い、組入候補銘柄を選定します。
 - 株式の新規上場時の入札にも参加します。
 - 経済・市況動向等により株式の組入比率は機動的に変更します。
2. 高齢化社会における成長分野・成長企業等をリサーチします。

※ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

基準価額の変動要因

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資者の**投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む**ことがあります。
- 運用の結果として信託財産に生じた**利益および損失は、すべて投資者に帰属**します。
- 投資信託は**預貯金と異なります**。また、一定の投資成果を保証するものではありません。
- 当ファンドの主要なリスクは以下の通りです。

■ 株式市場リスク

内外の政治、経済、社会情勢等の影響により株式相場が下落した場合、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、個々の株式の価格はその発行企業の事業活動や財務状況、これらに対する外部的評価の変化等によって変動し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。特に、企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合、当該企業の株式の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

■ 信用リスク

ファンドが投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

■ 市場流動性リスク

ファンドの資金流入に伴い、有価証券等を大量に売買しなければならない場合、あるいは市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、必要な取引ができなかったり、通常よりも不利な価格での取引を余儀なくされることがあります。これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

その他の留意点

〔分配金に関する留意事項〕

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金申込みの受け付けが中止となる可能性、既に受け付けた換金申込みが取り消しとなる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性等があります。

お申込みメモ**購入単位**

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

購入価額

購入申込受付日の基準価額

購入代金

販売会社の定める期日までにお支払いください。

換金単位

お申込みの販売会社にお問い合わせください。

換金価額

換金申込受付日の基準価額

換金代金

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

信託期間

無期限（2000年5月26日設定）

決算日

毎年5月、11月の25日（休業日の場合は翌営業日）

収益分配

決算日に、分配方針に基づき分配を行います。委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。

分配金受取りコース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、決算日から起算して5営業日目までにお支払いいたします。

分配金自動再投資コース：原則として、分配金は税金を差し引いた後、無手数料で再投資いたします。

※販売会社によってはいずれか一方のみの取扱いとなる場合があります。

課税関係

- 課税上は株式投資信託として取り扱われます。
- 配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

- 購入時手数料
購入価額に3.30% (税抜き3.00%)を上限として、販売会社毎に定める手数料率を乗じた額です。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 信託財産留保額
ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

- 運用管理費用（信託報酬）
ファンドの純資産総額に年1.65% (税抜き1.50%)の率を乗じた額です。
- その他の費用・手数料
以下のその他の費用・手数料について信託財産からご負担いただきます。
 - 監査法人等に支払われるファンドの監査費用
 - 有価証券の売買時に発生する売買委託手数料
 - 資産を外国で保管する場合の費用 等
 ※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。
 ※監査費用の料率等につきましては請求目論見書をご参照ください。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

税金

分配時

所得税及び地方税 配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金（解約）及び償還時

所得税及び地方税 譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

- ※ 個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。法人の場合は上記とは異なります。
- ※ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

委託会社・その他の関係法人等

委託会社	<p>ファンドの運用の指図等を行います。</p> <p>三井住友DSアセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第399号</p> <p>加入協会：一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会</p> <p>ホームページ： https://www.smd-am.co.jp</p> <p>コールセンター： 0120-88-2976 [受付時間] 午前9時～午後5時（土、日、祝・休日を除く）</p>
受託会社	<p>ファンドの財産の保管および管理等を行います。</p> <p>三井住友信託銀行株式会社</p>
販売会社	<p>ファンドの募集の取扱い及び解約お申込の受付等を行います。</p>

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本一般社団法人 投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第3283号	○		○			
池田泉州ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第370号	○					
今村証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第3号	○					
岩井コスモ証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第15号	○			○		
a u カブコム証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○		
S M B C 日興証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○		
株式会社 S B I 証券	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第44号	○	○		○		
岡三証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第53号	○	○	○	○		
岡安証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第8号	○					
くんざん証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第2938号	○					
G M O クリック証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第77号	○	○		○		
十六ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第188号	○					
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者 東海財務局長（金商）第140号	○	○		○		
東洋証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第121号	○	○				
内藤証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第24号	○	○				
中原証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第126号	○					
西日本シティＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 福岡財務支局長（金商）第75号	○					
野村證券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第142号	○	○	○	○		
浜銀ＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第1977号	○					
播陽証券株式会社	金融商品取引業者 近畿財務局長（金商）第29号	○					
フィデリティ証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第152号	○		○			
二浪証券株式会社	金融商品取引業者 四国財務局長（金商）第6号	○					
ほくほくＴＴ証券株式会社	金融商品取引業者 北陸財務局長（金商）第24号	○					
松井証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第164号	○			○		
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○		
水戸証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第181号	○		○			
楽天証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○		
リテラ・クレア証券株式会社	金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号	○					
ワイエム証券株式会社	金融商品取引業者 中国財務局長（金商）第8号	○					
株式会社足利銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第43号	○			○		※1
株式会社イオン銀行	登録金融機関 関東財務局長（登金）第633号	○					
株式会社愛媛銀行	登録金融機関 四国財務局長（登金）第6号	○					※1

備考欄について

※1：新規の募集はお取り扱いしておりません。

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長（登金）第6号	○				
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第56号	○				
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○		○		
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第3号	○				
株式会社新生銀行（仲介）	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○		○		※2 ※3
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○	○	○		
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第7号	○		○		
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第624号	○		○		
アイオー信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第230号					
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第143号	○				
足立成和信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第144号					
いちい信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第25号					
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第15号					
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第28号					
青梅信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第148号	○				
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第47号	○				
大牟田柳川信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長（登金）第20号					
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第15号					
蒲郡信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第32号					
きのくに信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第51号					
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第52号	○				
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第53号	○				
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第54号					
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第25号					
さわやか信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第173号	○				
三条信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第244号					
しのめ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第232号					
城北信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第147号	○				
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第46号	○				
高松信用金庫	登録金融機関	四国財務局長（登金）第20号					※2
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第30号					
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第179号	○				

備考欄について

※2：ネット専用 ※3：委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社

販売会社

販売会社名	登録番号	日本証券業協会	一般社団法人 金融商品取引業協会	日本投資顧問業協会	金融先物取引業協会	一般社団法人 投資信託協会	備考
東濃信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第53号	○				
鳥取信用金庫	登録金融機関	中国財務局長（登金）第35号					
豊川信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第54号					
豊田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第55号	○				
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第71号	○				
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第72号					
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第58号	○				
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第61号					
半田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長（登金）第62号					
飯能信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第203号					
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第81号	○				
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長（登金）第196号					
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長（登金）第32号					
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長（登金）第19号					
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長（登金）第88号	○				

ベンチマークまたは参考指数に関する注意事項

- TOPIXは、株式会社 J P X 総研または株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）が公表する指数であり、その指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利は J P X に帰属します。また、当ファンドを同社が保証するものではありません。

重要な注意事項

- 当資料は、三井住友DSアセットマネジメントが作成した販売用資料であり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 当資料の内容は作成基準日現在のものであり、将来予告なく変更されることがあります。また、将来に關し述べられた運用方針・市場見通しも変更されることがあります。当資料は三井住友DSアセットマネジメントが信頼性が高いと判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料にインデックス・統計資料等が記載される場合、それらの知的所有権その他の一切の権利は、その発行者および許諾者に帰属します。
- 投資信託は、値動きのある証券（外国証券には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、リスクを含む商品であり、運用実績は市場環境等により変動します。したがって元本や利回りが保証されているものではありません。
- 投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険・貯金保険・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また登録金融機関でご購入の場合、投資者保護基金の支払対象とはなりません。
- 当ファンドの取得のお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）および契約締結前交付書面等の内容をご確認の上、ご自身でご判断ください。投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等は販売会社にご請求ください。また、当資料に投資信託説明書（交付目論見書）と異なる内容が存在した場合は、最新の投資信託説明書（交付目論見書）が優先します。

作成基準日：2022年4月末